

報道機関 各位

北九州市犯罪被害者等見舞金制度の創設について

北九州市では、殺人や傷害などの故意の犯罪行為により死亡した方のご遺族、又は重傷病・性犯罪の被害を負われた犯罪被害者の方を対象とした北九州市犯罪被害者等見舞金制度を創設しました。

1 背景

地方における途切れない支援の提供体制の強化に関する有識者検討会の取りまとめ(R6.4.25)や、警察庁が発出した「地方における途切れない支援の提供体制の強化について(R6.7.18)」により、地方における犯罪被害者に特化した支援制度の充実強化が求められているところである。

そこで、本市では、犯罪被害者等見舞金支給制度を、令和7年4月1日から実施する。

2 対象となる犯罪被害

故意の犯罪行為による死亡、重傷病または性犯罪

※ 令和7年(2025年)4月1日以降に、発生した犯罪被害が対象。

※ 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内で発生したもの。

3 見舞金の種類等

見舞金の種類	対象	給付額
遺族見舞金	亡くなった被害者の遺族。	30万円
重傷病見舞金	被害者本人(1か月以上の治療を要するもの)	10万円
性犯罪被害見舞金	被害者本人(未遂を除く不同意性交等)	10万円

※福岡県犯罪被害者等見舞金支給制度との併給可。

※警察への届出など、一定の要件あり。

※支給制限など、詳細は市HPもしくは下記にお問い合わせください。

【問い合わせ先】

総務市民局安全安心推進課

担当:倉田(課長)、濱本(係長)

TEL:582-2911